

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)の
公募説明会資料

平成 21 年 4 月 17 日 (金)

北九州市保健福祉局介護保険課

目 次

1	対象事業所・対象者について	P 2
2	応募の受付期間・提出書類	P 3
3	今後の日程について	P 4
4	事業所整備の方針について	P 5
5	募集圏域等について	P 6
6	留意事項	P 7～8
7	禁止事項と欠格事項等について	P 9
8	問い合わせ先及び書類の提出先	P10
<参考>		
	第2次北九州市高齢者支援計画(抜粋)	P11～12
	主な参考文献	P13
<評価基準関係>		
	事業所整備の評価基準(審査の着眼点)	P14～18

1 はじめに（一般公募について）

本市では、認知症対応型共同生活介護の整備は、第2次北九州市高齢者支援計画（H21～23年度）に基づき計画的に進めております。

そこで、この計画に沿った整備を行うため、認知症対応型共同生活介護事業所について、事業予定者を募集いたしますので、評価基準や関係法令等を十分に理解の上、ご応募下さい。

今回、募集するグループホームの建設補助金については、平成21年度以降の国の交付金制度が不透明な状況であり、建設補助額が大幅に減額あるいは制度が廃止される可能性がありますので、あらかじめご了解の上、ご応募ください。

2 公募の対象事業所について

今回募集する事業所は次のとおり

認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）

5ヶ所

定員や募集圏域等の詳細については後頁(P5～P6)を参照

3 公募の対象者について

応募できる方は、次のとおり

法人（法人種別は問わない）

新たに法人を設立する場合は、原則として応募書類提出までに法人を設立すること。

4 応募の受付期間について

応募する予定の方は、申込意向確認書（別添）を前もって提出して下さい。

【申込意向確認書の提出期限】

平成 21 年 5 月 18 日（月）17 時まで（持参又は郵送のこと）

申込意向確認書を提出されなくても応募は可能ですが、追加提出資料や応募方法の Q&A などは、この確認書をもとにお知らせすることがありますので、必ず提出して下さい。

応募書類の提出期限は次のとおり。

【応募書類の提出期限】

平成 21 年 7 月 21 日（火）17 時まで **期限厳守**（必ず持参のこと。郵送不可）

提出先は、北九州市役所 9 階 保健福祉局介護保険課まで（詳しくは P10 参照）

5 提出書類について

別添の提出書類一覧のとおり提出して下さい。

提出された書類は返却いたしません。また応募書類の

提出に要する経費について本市は一切負担しません。

提出部数は、A 4 判でファイリングしたものを

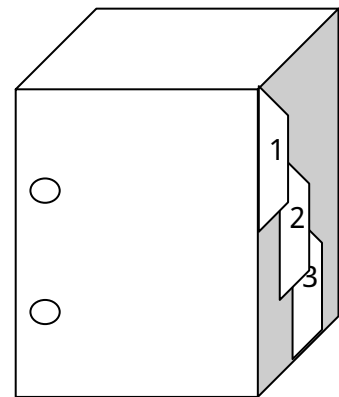
3 部（正本 1 部、副本 2 部）。なお、副本は正本を

そのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。

D リングファイルを使用してください。

提出書類は、番号入り仕切紙（白紙のインデックス）

をはさみ、書類番号ごとに分けて綴りご提出ください。



（正本について）

賃貸借契約書などの契約書は、本来、契約者同士で原本を保管するものなので、応募にあたっては写しの提出で構いません。また、その場合、代表者名で次のような原本証明をして下さい。

原本証明に押印する法人印は、印鑑証明の陰影と同じものを使用してください。

（代表者名による原本証明の見本）

この写は原本と相違ありません。

平成 年 月 日

法人名

法人印

代表者名

6 今後の日程について（予定）

平成 21 年 5 月 18 日	申込意向確認書の提出期限
7 月 21 日	応募書類の提出期限
7 月～9 月	書類審査・ヒアリング
10 月上旬～中旬	地域密着型指定専門委員会の専門的な検討
10 月中旬～末	事業予定者の選定・結果の通知（市 応募者）
11 月上旬～	新設・増改築を行う場合は、工事着工 介護保険法に基づく指定申請受付（随時） 書面審査・現地確認等
介護保険法に基づく審査 終了後、翌月 1 日	指定（事業開始）

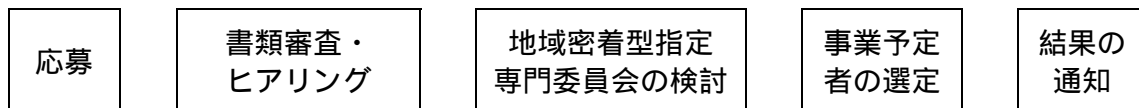
7 選考方法と結果について

事業予定者の選定は、市民や学識経験者等で構成された「地域密着型指定専門委員会」に諮った上、市が決定します。

審査にあたっては、評価基準(P14～)に沿って審査を行ないます。

選定結果は、応募された全事業者へ文書で通知します。（H21 年 10 月中旬～末を予定）

なお、審査結果によっては、募集数に満たない場合であっても、事業予定者が選定されない場合があります。



事業予定者として選定された場合、専門委員会で指摘された事項（改善が必要なもの）については必ず改善を行ってください。

8 整備の方針について

認知症対応型共同生活介護事業所の整備方針（応募要件）

施設の設置場所は、計画圏域を越えて計画圏域所在の行政区域ごとに応募可能。

詳細については次頁参照のこと。

事業所の開設予定地は市街化区域又は市街化調整地域で直ちに建設が可能な場所に限る。（応募前に本市建築都市局宅地指導課に建設可能であることを確認すること。また、民家改修型等の場合は、用途変更が確実にできること）

1 事業所の定員は 18 名・2 ユニットとすること。

介護予防認知症対応型共同生活介護事業所としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと

認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)の設備及び運営基準に適合すること。

原則として、平成 22 年度末までに介護保険法に基づく指定を受けられること。

平成 21 年度の交付金制度については不透明な状況であるが、平成 22 年度以降に竣工した場合は、建設補助事業に支障が出る可能性があるので注意すること。

事業所の形態は、他の指定居宅サービス事業等と併設するなど、とくに形態は問わない。

ただし、併設する指定居宅サービス等はそれぞれの指定基準等を満たす必要がある。

追加して併設する指定居宅サービス事業等は、事業者の提案で任意に整備することができるが、建設補助の対象とはならないため、自己資金で整備・実施すること。

【併設する指定居宅サービス事業等の例】

(市が指定するもの：地域密着型サービス)

- ・ 小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防サービス含む) 一部公募あり
- ・ 認知症対応型通所介護事業所(介護予防サービス含む) など

(県が指定するもの)

- ・ 通所介護事業所(介護予防サービス含む)
- ・ 訪問介護事業所(介護予防サービス含む) など

(その他)

- ・ その他社会福祉事業、地域福祉のモデル的事業に伴う設備など

その他の必要な事項は、別記の留意事項、評価基準のとおり。

募集圏域及び募集事業所(施設)数

圏域	小学校区名	認知症対応型 共同生活介護 (1事業所の定員は18名)	老人福祉施設 (1施設の定員は29名)
門司	1 伊川、大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南	1	-
	2 田野浦、港が丘、小森江東、門司中央、門司海青	1	-
	3 小森江西、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松	2	-
小計		4 (注1)	-
小倉北	1 足原、霧丘、桜丘、寿山、富野	-	1 計画圏域 ...「小倉北1」 上記に近いほど高評価
	2 足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、藍島	-	
	3 到津、井掘、北小倉、中井、西小倉、日明	-	
	4 泉台、今町、清水、南丘、南小倉	-	
小計		-	1
小倉南	1 朽網、曾根、曾根東、田原、貫、東朽網	-	-
	2 葛原、高蔵、沼、湯川、吉田	-	-
	3 横代、若園、城野、北方	-	-
	4 徳力、広徳、企救丘、志井、守恒、長尾	-	-
	5 長行、山本、合馬、道原、市丸、新道寺	-	-
小計		-	-
若松	1 赤崎、小石、修多羅、深町、古前、若松中央、藤木	-	-
	2 青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島	-	-
小計		-	-
八幡東	1 祝町、枝光、高槻、高見、槻田、ひびきが丘	1 計画圏域 ...「八幡東2」 上記に近いほど高評価	-
	2 大蔵、河内、皿倉、花尾、八幡		-
小計		1	-
八幡西	1 赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞	-	1 計画圏域 ...「八幡西4」 上記に近いほど高評価
	2 永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝	-	
	3 青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野	-	
	4 黒畑、黒崎、陣山、筒井、鳴水	-	
	5 大原、上津役、塔野、中尾、八児	-	
	6 池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘	-	
小計		-	1
戸畑	1 あやめが丘、戸畑中央、中原	-	-
	2 一枝、大谷、鞘ヶ谷、天籟寺、牧山	-	-
小計		-	-
総計		5	2

注1 門司区は、計画圏域ごと募集し、計画圏域ごとに選定後に募集数に満たない場合は、行政区域の募集数(4事業所)まで、残りの応募者の中から上位者を選定する。

注2 八幡東区は、計画圏域を越えて計画圏域所在の行政区域ごとに応募可能。ただし、設置場所の評価については、計画圏域に近い方が高評価となるため注意すること。

例)「八幡東区」の場合…計画圏域は「八幡東2」であるが、八幡東区内のその他の圏域でも応募可能。ただし、設置場所評価については、「八幡東2」が最も評価が高く、それ以外の圏域については「八幡東2」に近いほど高評価。

9 留意事項

(1) 応募者について

(応募者についての共通事項)

介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと

(既存法人)

本市が定める指定条件を満たしていること

- ・法人が経営する事業所に対し、国・県・市により指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること
- ・介護給付費等返還金がある場合は、誠実に返還していること

(新たに法人を設立する場合)

介護保険法における事業を行う場合は、法人であることが前提となっているため、原則として、応募書類提出までに法人を設立すること。

(2) 資金計画について

事業所整備に必要な資金の確保については、関係法令等を十分に理解して資金計画をたてること。

資金状況確認のため、法人の預貯金残高証明により確認をする。

(預金残高証明：平成21年7月1日・9月1日、その他必要に応じて提出を求める)

運転資金について

事業所の運営収入が確保されるまでの運転資金として、次に相当する額を確保できること。

年間事業費の12分の3以上に相当する額

年間事業費とは「様式8 資金収支(見込み)計算書」の支出額を算定基礎とすること。

年間事業費は1年目の収支を基礎として差し支えないが、12分の3は最低基準であり、開設前からの職員採用なども想定して、実際に必要な運転資金を確保できること。

資金収支計画について

資金収支計画については、事業開始から3年間の計画をたてること。

また、同時に整備する併設事業がある場合は、すべての併設事業について、それぞれ3年間の資金収支計画をたてること。

収入や支出については、各事業者の経営方針で計画的な見込みをたてて、利用者確保の見込み(稼働率)や、職員の採用計画などに基づき算定すること。

資金収支計画について

平成21年度の補助金額は不透明な状況であるため、応募にあたっては、便宜上、平成20年度の市町村交付金の配分基礎単価(15,000千円)で算定すること。

(3) 土地・建物について

事業所運営に必要な土地・建物を賃借する場合は事業開始後、10年以上賃借が確実であること。

土地・建物については、事業実施に支障がないか等を事前に関係部局等に相談し、応募様式「事業所開設予定地・建物の状況」に記載すること。特に都市計画法や消防法等の改正には注意すること。(福岡県福祉のまちづくり条例も注意のこと。)

【土地・建物を購入により取得する場合】

応募の段階では所有権を有していなくても、売買が確実であることが確認できればよい。その場合は条件付契約書()などを添付すること。

【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていないとしても、賃借が確実であることが確認できればよい。その場合は条件付契約書()などを添付すること。

()公募で選定されなかった場合は、契約等が無効であることなどを明記したもの

(4) 介護保険法に基づく指定について

専門委員会で選定された事業予定者は介護保険法に基づく指定申請を行うことができる。

介護保険法に基づく指定申請については、開設予定の2ヶ月前に行うこと。なお、工事が不要ない場合については、随時指定申請書の提出を行うこと。

指定申請書
類の提出

書面審査・
ヒアリング

現地確認

審査終了後、
翌月1日指定

(5) 地域住民等への説明について

事業運営のために地域住民等との連携が必要であるが、建物を新築・増改築等する場合は工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしておくこと。

開設予定地の地域住民(自治会や町内会など)については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過と承諾書を提出すること(別紙様式を参照)。なお、地域の実状を十分に把握し、説明の範囲について検討すること。

隣接地権者については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出すること(別紙様式を参照)。なお、隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含むこと。

地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力が得られる状態であることが重要である。

10 禁止事項と欠格事項等について(重要事項)

委員会の検討の前に、次の行為を行なった場合、審査を行なうことなく不適とする。

- ・委員会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

書類の提出期限後(委員会まで)は、次に該当する場合、審査を行なうことなく不適とする。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

委員会で検討し、市が選定した後に、次に該当する場合、審査結果にかかわらず不適とする。

- ・提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
- ・重要な事項(建設場所・施設種別・定員・資金の確保等)の変更があった場合
- ・その他市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員、および暴力団員と社会的に非難される関係にある者は、一切応募できない。これに違反していることが判明した場合は、不適とする。

11 その他の留意事項

応募者は、応募書類の提出をもって、応募条件等の公募内容を承諾したものとみなす。

応募者から提出された応募書類等の著作権は、それぞれの応募団体に帰属する。

応募書類の提出に要する経費については、選定結果にかかわらず、本市は一切負担しない。

応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(選定前までの辞退について)

書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、法人印の押印のある辞退届を提出すること。(様式任意)

(選定後の辞退について)

事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来すことになる。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。

また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等の公表及び必要に応じて委員会等へ説明を行っていただくこととする。

【問い合わせ先及び書類の提出先について】

ご不明な点等は、原則として、FAX（別紙様式「質問票」）によりお問い合わせください。
内容によって、折り返し回答又はQ&Aとして回答いたします。

公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。

【問い合わせ先・書類の提出先】

〒803-8501 小倉北区城内1番1号（北九州市役所9階）

北九州市保健福祉局介護保険課 高齢者福祉施設係

電話093-582-2771 FAX093-582-2095

担当：坂本（竜）、中村

E-mail：ho-kaigo@city.kitakyushu.lg.jp

提出書類の様式(Word、Excel)をご希望の方は、電子メールでお申し出ください。
また、フロッピーをご持参いただければコピー致します。(必ず事前連絡をお願いします)

< 第 2 次北九州市高齢者支援計画（H21～23 年度） >（抜粋）

【 施設・介護専用居住系サービスの整備目標（必要利用定員） 】

種 別	平成 20 年度 未見込み	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	増加量
特別養護老人ホーム	3,455	3,464	3,672	4,072	617
介護老人福祉施設（30 人以上）	3,290	3,290	3,440	3,840	550
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（29 人以下）	165	174	232	232	67
介護老人保健施設	2,870	2,870	2,870	2,870	0
介護専用型居住系サービス	1,469	1,477	1,603	1,756	287
認知症対応型共同生活介護	1,469	1,477	1,603	1,756	287
特定入居者生活介護（介護専用）	0	0	0	0	0

【老人福祉サービスの定員】

種別	利用定員
軽費老人ホーム（定員） （経過型軽費老人ホーム 400 人含む）	1,120 人
養護老人ホーム（定員）	570 人
生活支援ハウス（定員）	46 人

< 第 2 次北九州市高齢者支援計画 (H21 ~ 23 年度) > (抜粋)

【 地域密着型サービス (居住系) の必要利用定員 】

地域包括 支援セン ター圏域	地域密着型介護老人福祉施設 (人 / 月) (定員 29 人以下の特別養護老人ホーム)					認知症対応型共同生活介護 (人 / 月) (認知症高齢者グループホーム)				
	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	増加量	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	増加量
門 司 1	0	0	0	0	0	27	27	45	45	18
2	0	0	0	0	0	18	18	36	63	45
3	29	29	29	29	0	51	54	90	108	57
小倉北 1	0	0	29	29	29	52	52	70	70	18
2	0	0	0	0	0	54	54	54	72	18
3	0	0	0	0	0	45	45	45	63	18
4	0	0	0	0	0	90	90	90	90	0
小倉南 1	0	0	0	0	0	135	135	135	135	0
2	0	0	0	0	0	81	81	81	81	0
3	0	0	0	0	0	61	63	63	63	2
4	29	29	29	29	0	50	53	53	53	3
5	0	0	0	0	0	54	54	54	54	0
若 松 1	29	29	29	29	0	63	63	63	63	0
2	0	0	0	0	0	90	90	90	90	0
八幡東 1	29	29	29	29	0	72	72	72	90	18
2	0	0	0	0	0	36	36	54	72	36
八幡西 1	0	0	0	0	0	99	99	99	99	0
2	0	0	0	0	0	36	36	36	54	18
3	0	0	0	0	0	72	72	72	72	0
4	0	0	29	29	29	27	27	45	45	18
5	0	0	0	0	0	45	45	45	63	18
6	20	29	29	29	9	96	96	96	96	0
戸 畑 1	0	0	0	0	0	70	70	70	70	0
2	29	29	29	29	0	45	45	45	45	0
合 計	165	174	232	232	67	1,469	1,477	1,603	1,756	287

< 主な参考文献の紹介 >

「第2次北九州市高齢者支援計画（平成21年度～平成23年度）」

発行：北九州市保健福祉局

販売場所は、本庁1階 政府刊行物センター

平成21年5月頃発行予定

「老人福祉関係法令通知集 <2008年版>」

発行所：第一法規株式会社

「2015年の高齢者介護」

発行：株式会社法研

東京都中央区銀座1-10-1 03-3562-3611

「介護保険制度の解説 - 平成18年10月版 - 」

発行：社会保険研究所

東京都千代田区内神田2-4-6 03-3252-7901

平成21年4月版が7月発行予定

「介護報酬の解釈¹単位数表編 - 平成18年4月版 - 」

「介護報酬の解釈²指定基準編 - 平成18年4月版 - 」

発行：社会保険研究所

東京都千代田区内神田2-4-6 03-3252-7901

平成21年4月版が6月発行予定

「介護事業所のための介護給付費請求の手引き」

発行：(社)国民健康保険中央会

東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会館内

03-3581-1777

平成21年4月に介護保険法が改正されましたので、文献の発行時期によっては、一部、改正内容等が反映されていない場合があります。

改訂版等については、ご確認ください。

厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp>

独立行政法人 福祉医療機構(ワムネット)ホームページアドレス

<http://www.wam.go.jp>

福岡県ホームページアドレス(介護保険課)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

北九州市ホームページアドレス

(介護保険課)

<http://www.city.kitakyushu.jp/>

評 価 基 準

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 関係法令等に適合しているかどうかを審査する項目(必須要件)

事業所開設者(法人)に関するもの

(認知症対応型共同生活介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
共通事項	介護保険法に基づく欠格条件に該当していないこと	介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと
既存法人	本市が定める指定条件に該当していること	法人が経営する事業所に対し、指導・監査が行われた場合は、指摘事項を改善していること 介護給付費等返還金がある場合は誠実に返還していること
	適正かつ安定した事業経営の実績があること	適正かつ安定した事業経営の実績があること
新たに法人を設立する者	応募書類提出までに法人を設立すること	応募書類提出までに法人を設立すること ただし、社会福祉法人については、事業予定者の選定までに法人の設立が確実であれば、設立予定でも応募は可能。

事業所整備の確実性に関するもの

(認知症対応型共同生活介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
資金計画等	資金の確保が確実であること	事業所整備の資金確保が確実であること。また、運転資金は年間事業費の12分の3以上の資金確保が確実であること
	償還計画を含めた収支計画が適正であること	償還計画を含めた収支計画が適正であること
土地・建物	開設予定地は市街化区域であること	開設予定地は市街化区域であること。ただし、市街化調整区域についても、直ちに建設可能な場合は認める
	土地・建物は、その確保が確実であること	土地・建物は、自己所有又は賃貸借契約書等で確実に確保できることが確認できること 賃借の場合は10年以上の賃借が可能であること
	土地は、事業所整備にあたり、各種法令等に適合していること	土地は、土砂災害区域等に指定されていないなど各種法令等に適合していること
	建物は、各種法令等に適合すること	建物は、居室等の面積や必要な設備の有無など各種法令等に適合すること(福岡県福祉のまつづくり条例など)

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【基本項目】 関係法令等に適合しているかどうかを審査する項目(必須要件)

事業所整備の确实性に関するもの(つづき)

(認知症対応型共同生活介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
地域との関係	地域住民に対する説明が十分になされていること	地域住民(自治会や町内会など)に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
	隣接地権者に対する説明が十分になされていること	隣接地権者に対する説明が十分になされ、理解と賛同が得られるようにしていること
協力医療機関	協力医療機関の確保ができること	協力医療機関・歯科医療機関が確保できることが確実であること
その他	その他事業所整備にあたり支障がないこと	上記の他、事業所整備にあたり支障がないこと

事業所の指定基準等に関するもの

(認知症対応型共同生活介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
認知症対応型共同生活介護	定員が18名であること	入居定員は、一事業所あたり、18名であること
	2ユニットであること	一事業所あたり、2ユニットであること
	介護予防認知症対応型共同生活介護事業を一体的に行うこと	介護予防認知症対応型共同生活介護事業所としても併せて指定を受け、一体的に運営を行うこと
	その他、事業所の運営基準等に適合すること	その他、介護保険法等に基づく運営基準等に適合する見込みであること

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【評価項目】 審査において評価される項目

基本方針・運営方針に関するもの(60点)

(認知症対応型共同生活介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
基本方針	応募理由	今回、認知症対応型共同生活介護の公募に応募した理由
	法人の経営理念	介護保険事業を営む事業者としての経営理念
	事業所の基本方針	経営理念を具体化した事業所運営の基本方針
運営方針	利用者への情報提供・情報公開	利用者が必要な情報を容易に収集できるような情報提供や情報公開について基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	利用者一人ひとりへのサービス提供	利用者本位の立場から、利用者一人ひとりへの個別・具体的なサービス提供を行うための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	サービスの質の向上策	利用者の立場に立ちながら、質の高いサービスが提供し続けられるための基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	職員の育成・職場環境	事業所で働く職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくりなど基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
(利用者保護対策)	利用者の尊厳の保持	人権やプライバシーの保護、身体拘束廃止、おむつはずしなど尊厳の保持について基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	苦情解決の仕組み	さまざまな苦情に対する解決の仕組みについて基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	事故発生時の対応	誤嚥や転倒など日常的な事故防止や発生時の対応・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	衛生管理等の対策	日常的な衛生管理から感染症や食中毒等の発生時の対応・再発防止に関する基本的な考え方と具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	非常災害対策	火災や天災など非常災害時等の危機管理に関する考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	虐待防止対策	虐待防止や虐待対応に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策
	個人情報保護対策	個人情報保護に関する基本的な考え方や具体的な取組み、それを実現し継続するための方策

事業所整備の評価基準(審査の着眼点)

【評価項目】 審査において評価される項目

基本方針・運営方針に関するもの(つづき)

(認知症対応型共同生活介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
将来を見据えた方針 (地域密着型として)	地域密着型としての地域との連携	開設予定地周辺の地域特性を踏まえ、地域住民や地域包括支援センター等との連携のほか、地域社会に溶け込む工夫など、地域密着型としての地域連携について基本的な考え方や具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	住み慣れた地域での生活支援(介護予防・併設サービスなど)	介護予防や併設事業(指定居宅サービス事業等)、その他独自の取り組みなど、住み慣れた地域での生活を支援する基本的な考え方と具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
	認知症高齢者ケア	認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるための取り組みなど、認知症高齢者ケアに対する基本的な考え方や具体的な取り組み、それを実現し継続するための方策
その他	事業計画の具体性・実現性と継続性	事業計画を確実に実現し継続するための整合性

事業所の特徴に関するもの(40点)

(認知症対応型共同生活介護)

大項目	中項目	主眼・着眼点
	設置場所	既存事業所等との距離や偏りのない事業所配置
	立地面での特徴	住み慣れた地域、住宅地や利便性など周辺環境・敷地の状況などの特徴
	事業所のハード面での特徴	生活の場としての居住空間や将来を見据えた創意工夫のある設計などの特徴
	その他創意工夫や取り組みの特徴	ハード・ソフト面に限らず、先見性・独自性に富んだ創意工夫や考え方などの特徴